

資 料

サスカチュワン州の「成年者援護法」
(Dependent Adults Act)

三 木 妙 子
今 井 雅 子 訳
鈴 木 尚 子

本資料は、カナダ・サスカチュワン州の「成年者援護法」(S. S. 1989-90, c. D-25, 1) を訳出し、同州「精神障害者法」(Mentally Disordered Persons Act, R.S.S.1978, c.M-14) の関連諸規定の訳文を末尾に付したものである。「成年者援護法」の長称は「後見を必要とする成年者に関する法律」(An Act respecting Certain Adults Requiring Guardianship)である。この法律は、1989年7月17日に裁可をえて、1990年3月1日から施行されている。「成年者援護法」(第52条)によって「精神障害者法」の規定はほとんどが削除された。「精神障害者法」は、1985年に、「精神障害者法改正法」(Mentally Disordered Persons Amendment Act, S.S. 1984-85-86, c. 99) によって一度改正されており、そのとき新たに第38.1条から第38.9条が加えられていた。その部分が「成年者援護法」によって削除されなかった重要な部分である。この部分は、医師により財産管理能力がないと認められた患者に関する規定であり、「成年者援護法」が規制する分野と密接に関連するため、この機会に合せて訳出を試みた。いずれの法律に対しても若干の訳者注を付してある。

目 次

| | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 第 1 章 短称及び定義規定 | 第 31 条 遺産管理状 |
| 第 1 条 短称 | 第 32 条 交換又はリースの更新 |
| 第 2 条 定義規定 | 第 33 条 要援護成年者の遺言 |
| | 第 34 条 財産処分による利益 |
| 第 2 章 身上後見 (Personal Guardianship) | 第 35 条 信託が設定されている土地 |
| 第 3 条 申立 | 第 36 条 信託財産 |
| 第 4 条 送付 | 第 37 条 第 34 条から第 36 条における命令 |
| 第 5 条 命令の条件 | 第 38 条 本法の免責性 |
| 第 6 条 身上後見人の選任 | 第 39 条 訴訟又は手続の通知 |
| 第 7 条 身上後見人の権限の範囲 | |
| 第 8 条 遵守の必要 | 第 4 章 遺言による指定及び審査 |
| 第 9 条 身上後見人による決定の効果 | 第 40 条 遺言による指定 |
| 第 10 条 要援護成年者に対する命令の 効果 | 第 41 条 審査及び解任 |
| 第 11 条 身上後見人の義務 | 第 5 章 一般規定 |
| 第 12 条 費用、報酬に関する命令 | 第 42 条 上訴 |
| 第 13 条 面接交渉 | 第 43 条 免責 |
| 第 14 条 命令の限界 | 第 44 条 事前の決定と強制執行令状の 通知 |
| 第 15 条 指示を求める申立 | 第 45 条 公的受託者への命令書の写し の送致 |
| 第 3 章 財産後見 (Property Guardianship) | 第 46 条 諸規則 |
| 第 16 条 申立 | 第 47 条 国王の拘束 |
| 第 17 条 送付 | 第 48 条 金銭の支払い |
| 第 18 条 命令の条件 | 第 49 条 費用に関する命令 |
| 第 19 条 財産後見人の選任 | 第 50 条 裁判所規則 |
| 第 20 条 財産後見人の権限の範囲 | 第 51 条 検査に関する命令 |
| 第 21 条 遵守の必要 | 第 6 章 経過措置 |
| 第 22 条 財産後見人による決定の効果 | 第 52 条 R.S.S. 1978, c. M-14 の改正規 定 |
| 第 23 条 要援護成年者に対する命令の 効果 | 第 53 条 経過措置 |
| 第 24 条 財産後見人の義務 | |
| 第 25 条 報酬に関する命令 | 第 7 章 施行期日 |
| 第 26 条 財産目録 | 第 54 条 施行期日 |
| 第 27 条 担保 | |
| 第 28 条 指示を求める申立 | |
| 第 29 条 選任の登録 | |
| 第 30 条 通知書の撤回又は訂正 | |

成年者援護法

第1章

短称及び定義規定

第1条 (短称)

この法律は、成年者援護法 (Dependent Adults Act) として引用することができる。

第2条 (定義規定)

- (1) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (a) 「成年者」⁽¹⁾ (“adult”) とは、16歳以上の者をいう。
 - (b) 「申立人」⁽²⁾ (“applicant”) とは、この法律によって、申立をする資格を有する人 (person) 若しくは機関 (agency)、又は現に申立をする人若しくは機関をいう。
 - (c) 「裁判所」 (“court”) とは、サスカチュワン州女王座裁判所 (Her Majesty’s Court of Queen’s Bench for Saskatchewan) をいう。
 - (d) 「要援護成年者」 (“dependent adult”) とは、身上後見人選任命令又は財産後見人選任命令の対象となっている者をいう。
 - (e) 「大臣」⁽³⁾ (“minister”) とは、行政評議会⁽⁴⁾ (the Executive Council)

(1) 各法規に別段の定めがある場合を除き、18歳以上の者をいう (Interpretation Act, R.S.S.1978, c.I-11, s.21(3) (a))。

(2) 申立人は、第3条第1項によると、自然人 (an individual)、法人 (corporation) 又は機関とされる。したがって、本定義規定中の “a person” は、自然人と法人の両者を含むものと解されるので、「人」と訳した。なお、Interpretation Act, s.21(1)19参照。

(3) ソーシャル・サービス大臣 (the Minister of Social Services)。

(4) 枢密院における副総督 (the Lieutenant Governor in Council) が任命する行政評議会の長及び大臣 (行政府各省の所管大臣を含む) により構成される (Government Organization Act, S.S.1986-87-88, c.G-5.1, ss.3,4)。

の構成員であって、現にこの法律の執行を委ねられている者をいう。

- (f) 「身上後見人」 (“personal guardian”) とは、裁判所が第 6 条によって選任する者をいう。
- (g) 「財産後見人」 (“property guardian”) とは、裁判所が第 19 条によって選任する者をいう。
- (h) 「公的受託者」⁽⁵⁾ (“public trustee”) とは、公的受託者法 (Public Trustee Act) によって創出された公的受託者をいう。
- (i) 「親族」 (“relative”) とは、18 歳以上の次の親族をいう。
 - (i) 配偶者
 - (ii) 息子又は娘
 - (iii) 親
 - (iv) 兄弟又は姉妹
 - (v) 祖父又は祖母
 - (vi) 孫
 - (vii) 伯叔父又は伯叔母
 - (viii) 甥又は姪
- (2) この法律において、裁判所は、誰が直近の親族であるかを決定するように求められるときには、次の各号にしたがい、親族の決定を行うものとする。
 - (a) 第 1 項(i)号に掲げる順序にしたがい、
 - (b) 全血の親族は半血の親族に優位し、かつ、
 - (c) 同一部類の親族が 2 人以上いる場合は、年長又は最年長の者が年少の親族に優位する。

(5) 1983年に、未成年者法 (Infants Act, R.S.S. 1978, c.I-9) により任命される公後見人 (Official Guardian) 及び精神障害者財産管理法 (Administration of Estates of Mentally Disordered Persons Act) により任命される財産管理者 (Administrator of Estates) の職位を廃止して、それらの代りに新たに設けられた単独法人 (corporation sole) である。枢密院における副総督により任命される。副総督は、さらに 1 人又はそれ以上の公的受託者代理 (deputy public trustee) を任命することができる (Public Trustee Act, S.S. 1983, c.P-43.1, ss.2(i), 3, 6, 7)。

第2章

身上後見

第3条(申立)

- (1) 本章による命令の申立は、次の人がこれを行うことができる。
 - (a) 裁判所が、ある人は申立の対象者の身上に関する諸事 (the personal affairs) について十分な関心 (a sufficient interest) を有するという意見をもつ場合には、その人
 - (b) 第2項によって指定される自然人 (an individual)、法人 (corporation) 又は機関⁽⁶⁾
- (2) 規則において定めることができる諸条件にしたがって、大臣は、本章により申立をすることができる自然人、法人若しくは機関、自然人の範囲、又は法人若しくは機関の種類を指定することができる。

第4条(送付)

- (1) 申立人は、本章により命令の申立をする際に、次の人に対して申立書の写しを送付するものとする。
 - (a) 申立の対象者
 - (b) (a)号に掲げる者の直近の親族
 - (c) (b)号に掲げる直近の親族が申立人であるときには、(a)号に掲げる者の親族であって直近の親族の次順位に該当する者⁽⁷⁾
 - (d) 身上後見人又は身上後見人となるべき人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない人
 - (e) (a)号に掲げる者の財産後見人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない人
 - (f) その他(a)号に掲げる者の身上のケアと福祉 (the personal care and welfare) に関心を有し、裁判所が諸状況において相当と考える人
- (2) 裁判所は、

(6) 第46条(b)号参照。

(7) 第6条第7項参照。

- (a) 相当であると考えるときには、第 1 項(b)号から(f)号に掲げる全部又は一部の人、及び
- (b) 送付が、第 1 項(a)号に掲げる者に害を及ぼし (would be injurious)、かつ、その者の最良の利益 (best interests) にかなわないと認めるときには、第 1 項(a)号に掲げる者に対して、送付を免除することができる。

第 5 条 (命令の条件)

- (1) 本章によって命令の申立がなされる場合において、裁判所は、
 - (a) 申立の対象者が身上後見人を必要としている程度について調査し、かつ、その目的のために、申立の対象者の身体、心理、情緒、社会活動、健康、居宅、職業、経済及びその他の事項に関するニーズを考慮することができ、並びに
 - (b) 申立の対象者の能力を勘案した上で、裁判所が相当と考える範囲内で、申立の対象者の希望について調査するものとする。
- (2) 枢密院における副総督⁽⁸⁾ (the Lieutenant Governor in Council) は、本条に基づいて必要とされる証拠を提出するときに用いることのできる書式を、規則によって定めることができる。⁽⁹⁾
- (3) 申立人は、本章により申立人を身上後見人として選任する命令を求める場合において、
 - (a) その申立に際し、申立人が申立の対象者以外の要援護成年者の身上後見人又は財産後見人として選任されているかどうかを開示し、かつ、
 - (b) 申立人が申立の対象者以外の要援護成年者の身上後見人又は財産後見人として選任されているときには、申立人に対して労務提供の対価として支払われている報酬⁽¹⁰⁾を含め、裁判所が求めることのできる各別の後見に関する明細を提出するものとする。

(8) サスカチュワン州行政評議会の助言により、又は行政評議会とともにその職務を遂行する副総督、すなわちサスカチュワン州を統治する者をいう (Interpretation Act, s.21(1)16)。

(9) 第46条(a)号参照。

(10) 第12条参照。

- (4) 裁判所は、裁判所に提出された証拠に基づいて、申立の対象者が、
 - (a) 成年者であって、支障なく、情報を受け取り、それを評価し、又は決定を伝達する能力に欠陥があり、その程度が、
 - (i) 自らケアをし、又は
 - (ii) 自己の身上に関する諸事項について合理的な判断 (reasonable judgments) をする能力に欠けるといえる場合であり、かつ、
 - (b) 身上後見人を必要としていると認めるときには、本章により命令を下すことができる。
- (5) 裁判所は、本章による命令が、命令の付与を求める申立の対象者にとって最良の利益にかなうと認めるのでなければ、かかる命令を下さないものとする。

第6条 (身上後見人の選任)

- (1) 裁判所は、第2項から第5項の適用を受けることを条件として、第5条に記載された条件が充足されたと認める場合には、申立の対象者のために身上後見人を選任することができる。
- (2) 人は、その同意なしに身上後見人に選任されないものとする。
- (3) 何人も18歳以上でなければ身上後見人に選任されないものとする。
- (4) 人は、裁判所が、
 - (a) 要援護成年者のニーズ、及び
 - (b) その人と要援護成年者との関係を勘案した上で、その人が、満足のいく体様で(in a satisfactory manner) 身上後見人の義務を遂行することができるものと認めるのでなければ、身上後見人に選任されないものとする。
- (5) 人は、将来その利益が要援護成年者の利益と衝突する状況におかれる場合には、身上後見人に選任されないものとする。
- (6) 第5項の目的のために、要援護成年者の受益者となりうる人、又は要援護成年者の親族である者は、その事実のみをもって同項に記載された状況にあると認められないものとする。
- (7) 裁判所は、身上後見人として複数の人を選任することができる。

第7条 (身上後見人の権限の範囲)

(1) 裁判所は、身上後見人選任命令 (an order appointing a personal guardian) を下す場合において、第 2 項から第 5 項の適用を受けることを条件として、要援護成年者の身上のケアと福祉に関する次の事項のうちの全部又は一部が、身上後見人の権限に属すべきものとするかどうかを特定するものとする。

- (a) 要援護成年者が、どこに、誰と、かつ、いかなる条件に基づいて居住することとするかを決定する権限
 - (b) 要援護成年者が就労すべきかどうかを決定する権限、並びに、就労に当って、
 - (i) 勤労の性質又は種類、
 - (ii) 要援護成年者の使用者となる者、及び
 - (iii) その他関連諸事項を決定する権限
 - (c) 要援護成年者が教育的、職業的、又はその他の訓練に従事又は参加すべきかどうかを決定する権限、並びに、それに従事又は参加するに当って、
 - (i) 訓練の性質と程度、及び
 - (ii) その他関連諸事項を決定する権限
 - (d) 要援護成年者が、
 - (i) 法によって必要とされ、
 - (ii) 本項に別段の定めがなく、かつ、
 - (iii) 要援護成年者の財産と関わりのない免許、許可、認可を申請するか、その他同意若しくは承認を与えるべきかどうかを決定する権限
 - (e) 要援護成年者の財産と関わりのない民事上の法的手続を開始し、防御し、又は合意により処理し、若しくは終結させる権限
 - (f) 身上後見人に帰属する権能若しくは権限を行使するために署名し、かつ、同様の目的のために必要とされる一切の行為をする権限
 - (g)(i) ヘルスケア施設への入居、及び
 - (ii) 要援護成年者の治療方法
- を含め、ヘルスケアに同意する権限
- (h) 要援護成年者本人又は本人以外の者の健康又は安全を保護するために

必要とされる場合には、要援護成年者を拘束することに同意する権限、及び

- (i) 衣食に関する決定を含め、
 - (i) 後見人がなすことを期待されるのが相当であり、かつ、
 - (ii) (a)号から(h)号に特定又は規定されていない
日常の決定を、要援護成年者に代ってする権限
- (2) 裁判所は、特定の権能を定める命令であっては、要援護成年者のニーズを満たすのに不十分であると認めるのでなければ、身上後見人に対し、第1項に掲げる後見の全権能を付与する命令を下さないものとする。
- (3) 裁判所は、身上後見人選任命令を下す場合において、
 - (a) その命令に対して必要と考える条件若しくは制限を付すること、及び⁽¹¹⁾
 - (b) 身上後見人に対して、要援護成年者の最良の利益にかなうときには、特定の期間内にその命令が裁判所の審査を受けるように求めることができる。
- (4) 裁判所が第3項(b)号によって命令を下す場合において、その審査に対して、必要な修正を加えた上で第41条が適用される。
- (5) 裁判所は、身上後見人、又は裁判所が十分な関心を有するという意見をもつ人が申し立てた際に、第1項に基づいて下された命令において付与された諸権能に追加をし、又はその諸権能を削除することによって、その命令を変更することができる。
- (6) 第1項から第5項によって付与される権限には、次の権限を含まない。
 - (a) 要援護成年者に対する生命維持システムの使用停止に同意する権限
 - (b) 要援護成年者に代って、人体組織提供法⁽¹²⁾ (Human Tissue Gift Act) に基づく生体移植を目的とする無償提供に同意する権限
 - (c) 要援護成年者に代って、不妊のみを目的とする手技に同意する権限
 - (d) 要援護成年者の妊娠の継続がその者の生命又は健康に切迫した危険をもたらすおそれがある場合を除き、要援護成年者に代って、法により承認される人工妊娠中絶に同意する権限
 - (e) 要援護成年者に代って、その者の親としての権利の終了に同意する権限

(11) 第8条参照。

(12) R.S.S. 1978, c. H-15.

- (f) 要援護成年者に代って、離婚手続を開始する権限、又は
- (g) 要援護成年者の宗教的実践が要援護成年者の健康又は安全を脅かす程度に及ぶ場合を除き、その実践行為に干渉する権限
- (7) 身上後見人は、第 6 項(a)号から(g)号に掲げる諸事項のいずれかに関する権限を授与する命令を、裁判所に申し立てることができる。
- (8) 身上後見人は、本条に基づいて、裁判所によって付与された権限を行使するに当り、その行使に必ず付帯する事項は、すべてこれを行うことができる。

第 8 条 (遵守の必要)

身上後見人は、その者に対し本章により下された命令に条件又は制限が付されている場合⁽¹³⁾において、身上後見人はその条件又は制限に従うものとする。

第 9 条 (身上後見人による決定の効果)

- (1) 身上後見人が選任された事項について、身上後見人が、誠実に (ingood faith)、決定を行い、行為をなし、同意を与え、又は事務を処理した場合において、かかる行為は、あらゆる目的のために、要援護成年者が同意能力を有する成年者として、決定し、行為し、同意し、又は処理したものとみなされる。
- (2) 身上後見人が、本章に基づき付与された権限により、要援護成年者に代って契約をする場合において、その契約は、身上後見命令の失効後も、要援護成年者が契約し、その者が契約能力を有する成年者であった場合と
 - (a) 同様に、かつ、
 - (b) 同一の範囲内で
要援護成年者を拘束する。

第 10 条 (要援護成年者に対する命令の効果)

本章により身上後見人に対して権限が付与された場合において、要援護成年者は当該権限を喪失する。

(13) 第 7 条第 3 項(a)号参照。

第11条 (身上後見人の義務)

身上後見人は、裁判所により容認された義務及び権能について、

- (a) 注意深く、
- (b) 誠実に、
- (c) 要援護成年者の最良の利益にかなうように、かつ、
- (d)(i) 要援護成年者の私権⁽¹⁴⁾ (civil rights) 及び人権⁽¹⁵⁾が保護されるように確保し、
- (ii) 要援護成年者が
 - (A) 要援護成年者に影響を及ぼすすべての決定に対して、最大限に(to the maximum extent) 参加し、かつ、
 - (B) 要援護成年者が能力を有するすべての事項において、自力で(independently) 行為するように助成し、かつ、
- (iii) 要援護成年者の生活に対する身上後見人の介入を、可能な限り最も大幅に (to the greatest extent possible) 制限する体様において、

これを行行使するものとする。

第12条 (費用、報酬に関する命令)

- (1) 裁判所が十分な関心を有するという意見をもつ人が申立をする場合において、裁判所は、
 - (a) 要援護成年者本人、又は
 - (b) 要援護成年者の財産後見人

(14) 1867年のカナダ連邦憲法 (Constitution Act, 1867) 第92条は、州が立法権限をもつ事項を列挙しているが、第13項の“property and civil rights”という用語は、財産、相続、家族、契約及び不法行為など、個人間の関係を律する私法の全体を意味し、アメリカの権利章典のように基本的な市民的自由 (civil liberties) は含まないものとされる (P. W. Hogg, Constitutional Law of Canada (2nd ed., 1985), pp. 455-456)。

(15) サスカチュワン州人権法典 (Saskatchewan Human Rights Code, S.S. c. S-24. 1) 及び1982年のカナダ連邦憲法 (Constitution Act, 1982) 第1章「権利及び自由に関するカナダ憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms) 参照。なお、人権法典は、1989年の改正法 (Saskatchewan Human Rights Code Amendment Act, S.S. 1989-90, c. 23)により、身体的障害のみならず精神的障害を理由とする差別も、原則として禁止するものと規定することになった。

の同意を得ることなく、身上後見人が、要援護成年者の居住、扶持、及びケアを目的として一定の金額を、1月又はその他の期間毎に、要援護成年者の財産の中から受け取るように指示する命令を下すことができる。

- (2) 裁判所は、随時要援護成年者の財産の中から支払う方法により、身上後見人が提供した労務に対する報酬を定める命令を下すことができる。

第13条（面接交渉）

裁判所は、申立に際し、身上後見人以外の者が要援護成年者と面接交渉（access）をもつ旨を定める命令が要援護成年者の最良の利益にかなうと認める場合には、かかる命令を下すことができる。

第14条（命令の限界）

- (1) この法律の規定は、この法律に基づいて身上後見人の選任を受けた者に
関し、その者がその他の法律又は法に基づいて有する権限を奪うものと解
釈されないものとする。
- (2) この法律の規定は、裁判所のパレンス・パトリエ管轄権（the *parens
patriae jurisdiction*）に制限を加えるものではない。

第15条（指示を求める申立）

身上後見人は、裁判所に対し助言又は指示を求める申立をすることができる。

第 3 章

財産後見

第16条（申立）

- (1) 本章による命令の申立は、次の人がこれを行うことができる。
- (a) 裁判所が、ある人は申立の対象者の財産に関する諸事（the financial affairs）について十分な関心を有するという意見をもつ場合には、その人
- (b) 第2項によって指定される自然人、法人又は機関

- (16)
- (2) 規則において定めることができる諸条件にしたがって、大臣は、本章により申立をすることができる自然人、法人若しくは機関、自然人の範囲、又は法人若しくは機関の種類を指定することができる。

第17条 (送付)

- (1) 申立人は、本章により命令の申立をする際に、次の人に対して申立書の写しを送付するものとする。
- (a) 申立の対象者
 - (b) (a)号に掲げる者の直近の親族
 - (c) (b)号に掲げる直近の親族が申立人であるときには、(a)号に掲げる者の親族であって直近の親族の次順位に該当する者
 - (d) 財産後見人⁽¹⁷⁾又は財産後見人となるべき人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない人
 - (e) (a)号に掲げる者の身上後見人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない人
 - (f) その他(a)号に掲げる者の財産に関心を有し、裁判所が諸状況において相当と考える人
- (2) 裁判所は、
- (a) 相当であると考えるときには、第1項(b)号から(f)号に掲げる全部又は一部の人に対して、送付を免除し、かつ、
 - (b) 送付が、第1項(a)号に掲げる者に害を及ぼし、かつ、その者の最良の利益にかなわないと認めるときには、第1項(a)号に掲げる者に対して、送付を免除することができる。

第18条 (命令の条件)

- (1) 本章によって命令の申立がなされる場合において、裁判所は、
- (a) 申立の対象者が財産後見人を必要としている程度について調査し、かつ、その目的のために、
 - (i) 申立の対象者の身体、心理、情緒、社会活動、健康、居宅、職業、及びその他の事項に関するニーズを考慮することができ、かつ、

(16) 第46条(a)号参照。

(17) 第19条第7項参照。

- (u) 申立の対象者の財産の範囲、性質及び複雑さ、申立の対象者の経済的ニーズ、及び財産管理の代替手段⁽¹⁸⁾の存在を考慮するものとし、並びに
- (b) 申立の対象者の能力を勘案した上で、裁判所が相当と考える範囲内で、申立の対象者の希望について調査するものとする。
- (2) 枢密院における副総督は、本条に基づいて必要とされる証拠を提出するときに用いることのできる書式を、規則⁽¹⁹⁾によって定めることができる。
- (3) 申立人は、本章により申立人を財産後見人として選任する命令を求める場合において、
- (a) その申立に際し、申立人が申立の対象者以外の要援護成年者の身上後見人又は財産後見人として選任されているかどうかを開示し、かつ、
- (b) 申立人が申立の対象者以外の要援護成年者の身上後見人又は財産後見人として選任されているときには、申立人に対して労務提供の対価として支払われている報酬⁽²⁰⁾を含め、裁判所が求めることのできる各別の後見に関する明細を提出するものとする。
- (4) 裁判所は、裁判所に提出された証拠に基づいて、申立の対象者が、
- (a) 成年者であって、
- (i) 支障なく、情報を受け取り、それを評価するか、又は
- (ii) 決定を伝達する能力に欠陥があり、その程度が、自己の財産の全部若しくは一部に関する諸事項について合理的な判断をする能力に欠けるといえる場合であり、かつ、
- (b) 財産後見人を必要としていると認めるときには、本章により命令を下すことができる。
- (5) 裁判所は、本章による命令が、命令の付与を求める申立の対象者にとって最良の利益にかなうと認めるのでなければ、かかる命令を下さないもの
-
- (18) その一つとして、代理権法 (Powers of Attorney Act, S.S. 1982-1983, c. P-20.1) 第 3 条に基づいて、代理権授与状を作成することにより、代理権授与者が精神衰弱 (mental infirmity) となった後も、代理人の権限は引き続き効力を有するものとする手段が存在する。
- (19) 第 46 条(a)号参照。
- (20) 第 25 条参照。

とする。

第19条 (財産後見人の選任)

- (1) 裁判所は、第2項から第5項の適用を受けることを条件として、第18条に記載された条件が充足されたと認める場合には、申立の対象者のために財産後見人を選任することができる。
- (2) 人は、その同意なしに財産後見人に選任されないものとする。
- (3) 何人も18歳以上でなければ財産後見人に選任されないものとする。
- (4) 人は、裁判所が、
 - (a) 要援護成年者のニーズ、及び
 - (b) その人と要援護成年者との関係を勘案して、その人が、満足のいく体様で財産後見人の義務を遂行することができる⁽¹⁾と認めるのでなければ、財産後見人に選任されないものとする。
- (5) 人は、将来その利益が要援護成年者の利益と衝突する状況におかれる場合には、財産後見人に選任されないものとする。
- (6) 第5項の目的のために、要援護成年者の受益者となりうる人、又は要援護成年者の親族である者は、その事実のみをもって同項に記載された状況にあると認められないものとする。
- (7) 裁判所は、財産後見人として複数の人を選任することができる。

第20条 (財産後見人の権限の範囲)

- (1) 裁判所は、財産後見人選任命令 (an order appointing a property guardian) を下す場合において、第2項から第5項、及び公的受託者法第29条第6項⁽²¹⁾の適用を受けることを条件として、要援護成年者の財産に関する次の事項のうちの全部又は一部が、財産後見人の権限に属すべきものとするかどうかを特定するものとする。
 - (a) 要援護成年者に対しいずれかの財源から生じる収益の一部又は全部を受領する権限

(21) 公的受託者が要援護成年者の財産後見人に選任される場合において(本法第41条第6項及び注(33)参照)、公的受託者の権能及び義務は、公的受託者法により公的受託者に付与される権能及び課せられる義務であると規定されている(Dependent Adults Consequential Amendment Act, S.S. 1989-90, c. 18, s. 10(5)により改正)。

- (b) 要援護成年者に代って、一部又は全部の支払いをする権限
- (c) 第12条の制約内において、要援護成年者が、自らに対して、又はその被扶養者若しくはその他の者に対して負う扶養義務を履行する権限
- (d) 要援護成年者に属する不動産及び動産の一部又は全部を占有し、かつ、支配する権限
- (e) 要援護成年者の財産に関する法的手続を開始し、防御し、又は合意により処理し、若しくは終結させる権限
- (f) 受託者法⁽²²⁾ (Trustee Act) に基づいて受託者が信託資金を投資する権限を授与される投資に対して、金銭を投資する権限、及びその投資財産を処分し、その処分による収益を同種の投資に対して投資する権限
- (g) 要援護成年者に属する不動産若しくは動産について、それを売却し、譲渡し、又はその他の方法により処分する権限
- (h) (i) 為替手形及び約束手形を作成、受領及び裏書きし、
 (ii) 債券、無担保債券、無記名債券、その他の流通証券及び有価証券を裏書きし、並びに、
 (iii) 無体財産権を譲渡する権限
- (i) 要援護成年者に属し、又はその者が権益を有する財産の交換若しくは分割を行い、かつ、交換若しくは分割と等しい金銭を支払い、又はこれを受領する権限
- (j) 生残合有不動産権者 (a surviving joint tenant) である要援護成年者に代って、要援護成年者が所有権者として登記されうるように、所管の土地権原登記所 (land titles office) の登記官に申請をする権限
- (k) 要援護成年者に代って、ホームステッド法⁽²³⁾ (Homesteads Act) に定める要件を充足するのに必要とされる書面を作成する権限⁽²⁴⁾
- (l) 要援護成年者に代って、不動産若しくは動産のリースを設定又は受諾する権限

(22) R.S.S. 1978, c. T-23.

(23) ホームステッドとは、婚姻中夫婦が家族の住まいとして現に占有し、又は占有していた財産をいう (Homesteads Act, S.S. 1989-90, c. H-5.1, s.2(c)).

(24) ホームステッドの所有配偶者がその処分に当って作成しなければならない書面、及び、原則としてそれに添付されなければならない当該処分に対する非所有配偶者の同意書が含まれる (Homesteads Act, ss. 2(b), 5(1), 6(1)).

- (m) 要援護成年者に代って、不動産若しくは動産のリースを解約し、又はリースの解約を受諾する権限
 - (n) 要援護成年者が締結したその者の財産に関する契約を履行する権限
 - (o) 要援護成年者に帰属する権能を行使し、又はその権能の行使のために必要とされる同意を与える権限
 - (p) 要援護成年者に代って、その者の財産に関する通知を行い、又はこれを受領する権限
 - (q) 要援護成年者に帰属する
 - (i) 選択権を行使し、又は
 - (ii) 選択義務を履行する権限
 - (r) リースの移転又は譲渡のために要援護成年者の同意が必要とされる場合において、かかる同意を与える権限
 - (s) 要援護成年者が負う金銭債務、若しくはその者に属する金銭債権について、これを合意により処理し、又は消滅させる権限
 - (t) 要援護成年者の営業又は事業を続行する権限
 - (u) 要援護成年者の財産に関し、(a)号から(t)号に掲げる事項以外のあらゆる事項を行う権限
- (2) 裁判所は、特定の権能を定める命令であっては、要援護成年者のニーズを満たすのに不十分であると認めるのでなければ、財産後見人に対し、第1項に掲げる全権能を付与する命令を下さないものとする。
- (3) 裁判所は、財産後見人選任命令を下す場合において、⁽²⁵⁾
- (a) その命令に対して必要と考える条件若しくは制限を付すること
 - (b) 財産後見人に対して、要援護成年者の最良の利益にかなうときには、特定の期間内にその命令が裁判所の審査を受けるように求めること
 - (c) 特定の期間内に財産後見人計算書⁽²⁶⁾の承認を受けるように財産後見人に求めること、又は
 - (d) (a)号から(c)号に掲げる事項の全部又は一部をすることができる。
- (4) 裁判所が第3項(b)号によって命令を下す場合において、その審査に対し

(25) 第21条参照。

(26) 第26条(b)号、第27条第1項(a)号及び第41条参照。

て、必要な修正を加えた上で第41条が適用される。

- (5) 裁判所は、財産後見人、又は裁判所が十分な関心を有するという意見をもつ人が申し立てた際に、第1項に基づいて下された命令において付与された諸権能に追加をし、又はその諸権能を削除することによって、その命令を変更することができる。
- (6) 財産後見人は、本条に基づいて裁判所により付与された権限を行使するに当り、その行使に必ず付帯する事項は、すべてこれを行うことができる。

第21条（遵守の必要）

財産後見人は、その者に対し本章により下された命令に条件又は制限が付き⁽²⁷⁾ている場合において、財産後見人はその条件又は制限に従うものとする。

第22条（財産後見人による決定の効果）

- (1) 財産後見人が選任された事項について、財産後見人が、誠実に、決定を行い、行為をなし、同意を与え、又は事務を処理した場合において、かかる行為は、あらゆる目的のために、要援護成年者が同意能力を有する成年者として、決定し、行為し、同意し、又は処理したものとみなされる。
- (2) 財産後見人が、本章に基づき付与された権限により、要援護成年者に代って契約をする場合において、その契約は、財産後見命令の失効後も、要援護成年者が契約し、その者が契約能力を有する成年者であった場合と
 - (a) 同様に、かつ、
 - (b) 同一の範囲内で
要援護成年者を拘束する。

第23条（要援護成年者に対する命令の効果）

本章により財産後見人に対して権限が付与された場合において、要援護成年者は当該権限を喪失する。

第24条（財産後見人の義務）

財産後見人は、裁判所により容認された義務及び権能について、

- (a) 注意深く、

(27) 第20条第3項(a)号参照。

- (b) 誠実に、
 - (c) 要援護成年者及びその者の財産の最良の利益にかなうように、かつ、
 - (d)(i) 要援護成年者の私権及び人権が保護されるように確保し、
 - (ii) 要援護成年者が
 - (A) 要援護成年者の財産に影響を及ぼすすべての決定に対して、最大限に参加し、かつ、
 - (B) 要援護成年者が能力を有するすべての事項において、自力で行為するように助成し、かつ、
 - (iii) 要援護成年者の生活に対する財産後見人の介入を、可能な限り最も大幅に制限する
- 体様において、これを行使するものとする。

第25条 (報酬に関する命令)

裁判所は、随時要援護成年者の財産の中から支払う方法により、財産後見人が提供した労務に対する報酬を定める命令を下すことができる。

第26条 (財産目録)

要援護成年者のために財産後見人が選任される場合において、

- (a) 財産後見人は、申立の時又は選任後6ヵ月以内に、要援護成年者のすべての不動産及び動産に係る真正な財産目録を、裁判所地区登録官事務所 (office of the local registrar of the court) に提出するものとし、その目録には、次の(i)及び(ii)に掲げる情報に関し、財産後見人が知るに至った限度で、
 - (i) その財産からの収益及び利益を記載し、かつ、
 - (ii) 要援護成年者の債務、債権及び財産 (effects) を提示するものとする。
- (b) 財産後見人は、(a)号により財産目録を提出したのち、その財産に属する何らかの資産が判明した場合には、その判明に際し、すみやかにその資産に係る真正な計算書を提出するものとする。
- (c) 財産後見人は、本条により必要とされるあらゆる財産目録及び計算書について、宣誓の上これを認証するものとする。

第27条 (担保)

- (1) 裁判所により別段の命令が下されない限り、財産後見人は、
 - (a) 1年に一度、若しくは裁判所が求める場合にはそれ以上の頻度で、適正に会計報告を行い、かつ、
 - (b) 第26条により必要とされる財産目録を提出する
目的のために、裁判所の指示する額の担保を、裁判官の認める保証人(sureties)を立てた上で提供するものとする。
- (2) 財産後見人は、
 - (a) 第1項により必要とされる担保が、要援護成年者名義の保証証書によって提供されるようにし、かつ、
 - (b) (a)号に掲げる担保を、地区登録官事務所において登録するものとする。
- (3) 裁判所は、財産後見人、若しくは裁判所が十分な関心を有するという意見をもつ人が申し立てた際に、財産後見人が提供する担保の額を減額又は増額することができる。

第28条 (指示を求める申立)

財産後見人は、裁判所に対し助言又は指示を求める申立をすることができる。

第29条 (選任の登録)

- (1) 財産後見人は、要援護成年者に権益があるという意見をもつ土地が所在する土地登記地区 (land registration district) を管轄する土地権原登記所⁽²⁸⁾に対し、規則により定められる書式において、その者がなすことのできる権限を通知するものとする。
- (2) 第1項によりなされる通知は、通知の提出される土地についての記載を含むものとする。
- (3) 土地権原登記官 (registrar of land titles) は、第1項によりなされた通知を受け取ると、その通知に記載された土地の権原証明書 (certificate of title) に、通知の摘要を記入するものとする。
- (4) 土地権原登記官は、第3項により通知の登記がなされた権原証明書に記載された土地に関わりのある文書が、

(28) 第46条(a)号参照。

- (a) 財産後見人によって作成されるか、若しくは
 - (b) 財産後見人によって書面において授権されたものでなければ、その文書を登記のために受理しないものとする。
- (5) 第4項は、
- (a) 裁判所命令
 - (b) 強制執行令状若しくはその撤回書の認証謄本
 - (c) 利害関係通告 (caveat) 若しくはその撤回書
 - (d) 訴訟係属通知書若しくはその取消の証明書
 - (e) 課税徴収法 (Tax Enforcement Act) ⁽²⁹⁾により提出される書面、又は
 - (f) 土地権原法 (Land Titles Act) ⁽³⁰⁾による移転の申立書
- に対しては適用されない。

第30条 (通知書の撤回又は訂正)

- (1) 財産後見人は、
- (a) 第29条第1項により通知書の提出された財産後見人の選任が新たな選任に取って代えられ、解除され、若しくはその効力を失い、
 - (b) 第29条第1項により提出された通知の対象者である要援護成年者が、通知書に記載された土地の全部若しくは特定部分について権益を有さず、
 - (c) 第29条第1項により提出された通知書に誤りがあり、又は
 - (d) 第29条第1項により提出された通知の対象者である要援護成年者が死亡した
- 場合は、⁽³¹⁾規則により定められる書式において第29条第1項により提出される通知の撤回書、又は規則により定められる書式における訂正通知書であって、第29条第1項により提出された通知書の変更若しくは訂正を示す通知書を、所管の土地権原登記所に提出するものとする。
- (2) 第1項による通知の撤回書若しくは訂正通知書が提出された場合において、土地権原登記官は、
- (a) その登記官の記録簿、及び
 - (b) 関連する権原証明書

(29) R.S.S. 1978, c. T-2.

(30) R.S.S. 1978, c. L-5.

(31) 第46条(a)号参照。

に、通知の撤回書若しくは訂正通知書が効力を生じるために必要とされる記入をするものとする。

- (3) 第29条第1項に掲げる通知の対象とされる土地の譲渡が土地権原登記所において登記される場合において、その譲渡の登記は、譲渡された土地に関する従前の通知の撤回であるとみなされる。
- (4) 財産後見人は、第1項(d)号に掲げる事由により撤回書を提出する場合において、撤回書とともに、要援護成年者の死亡を証する死亡証明書を送付するものとする。

第31条 (遺産管理状)

- (1) 裁判所は、要援護成年者が、
 - (a) 遺言に基づく受益者であり、かつ、遺言執行者がいないか、若しくは遺言執行者に指定された者が検認を請求せず、⁽³²⁾
 - (b) 無遺言相続法 (Intestate Succession Act) に基づき、遺産の全部若しくは一部について権利を有しており、又は、
 - (c) 遺言執行者若しくは遺産管理人である場合において、財産後見人に対し、第20条に基づき付与される諸権能に加え、死者の遺産に係る遺産管理状を検認裁判所 (the surrogate court) に申し立てる権限を付与することができる。
- (2) 財産後見人は、第1項による遺産管理状の申立をする場合において、遺産管理状の付与に対し、要援護成年者が要援護成年者でなかったならば有していたであろうと同一の優先権を有する。
- (3) 検認状若しくは遺産管理状の付与に係る訴訟の係属中に要援護成年者が死亡すると、その後財産後見人は、
 - (a) 要援護成年者の生存中に財産後見人がとることができ、かつ、
 - (b) 要援護成年者の財産の慎重な管理 (the prudent management) のために財産後見人が必要と考える手段をとることができる。

第32条 (交換又はリースの更新)

財産後見人が、

(32) R.S.S. 1978, c. I-13.

- (a) 要援護成年者の所有する財産の替りに財産を取得し、又は
- (b) 要援護成年者に代って、リースを更新する

場合において、取得された財産又は更新されたリースは、その交換又は更新がなければ交換前又は更新前のリースが服していたと同一の用途、信託、担保権、土地負担、処分、遺贈及び条件の対象となる。

第33条 (要援護成年者の遺言)

財産後見人が選任された場合において、財産後見人は、

- (a) 要援護成年者が遺言を作成しているかどうかを突き止めるものとし、かつ、
- (b) 要援護成年者が遺言を作成しているときには、要援護成年者の財産の管理に当って遺言の条項を考慮することができる。

第34条 (財産処分による利益)

- (1) 要援護成年者、その法定相続人、遺言執行者、遺産管理人、近親者、遺産受遺者、不動産受遺者及び譲受人は、売却、譲渡抵当若しくはその他の方法による財産処分に際し、その売却、譲渡抵当若しくはその他の方法による処分がなされなかったならばその財産に対して有していたであろうと同一の権益を有する。
- (2) 第1項に掲げる財産の売却、譲渡抵当若しくは財産処分により生じる剰余収益は、売却された財産、譲渡抵当若しくは被処分財産と同一の性質を有するものとみなされる。
- (3) 裁判所は、財産後見人が、本条において収益と認められるものを別個の計算書の中を含めるように指示することができる。

第35条 (信託が設定されている土地)

- (1) 要援護成年者が、単独で、又は第三者と合有して、信託が設定されている土地を所有する場合には、裁判所は、命令により、
 - (a) 妥当と考える財産について、かつ、
 - (b) 妥当と考える体様において、
1人若しくはそれ以上の者に、その土地を帰属させることができる。
- (2) 要援護成年者が、単独で、又は第三者と合有して、土地に関する未確定権 (a contingent interest) を有する場合において、裁判所は、相当と考

える体様において、その土地から未確定権を消滅させることができる。

第36条（信託財産）

- (1) 要援護成年者が、
 - (a) 信託において、又は
 - (b) 死者の人格代表者として、株式又は無体財産権に対して権利を有する場合において、裁判所は、株式又は無体財産権に関する要援護成年者の権利及び義務を、誰であれ要援護成年者以外の者に帰属させることができる。
- (2) 裁判所は、ある者が、要援護成年者と合有して信託の目的物とされる株式又は無体財産権に対して権利を有する場合において、その者が単独で、又は他の者と合有して保有するものとするために、第1項に掲げる命令を下すことができる。

第37条（第34条から第36条における命令）

裁判所は、第34条から第36条において下される命令を実行するために必要とされる

- (a) 命令を下すか、又は
 - (b) 指示を与える
- ことができる。

第38条（本法の免責性）

- (1) この法律、及びこの法律により下されるあらゆる命令は、この法律又は当該命令にしたがってなし、又はなすことを認められるすべての所為(acts and things) について、その所為が、要援護成年者にとって、要援護成年者自身の権利として、又は信託に基づき、利害関係のある財産に関するものである限り、
 - (a) あらゆる銀行、信用組合又はその他の会社若しくは団体、及びその役員及び構成員、並びに
 - (b) (a)号に掲げる者以外のすべての者に対し、完全にその責任及び負担を免除するものとみなされる。
- (2) 第1項に掲げる人は、この法律により下されることになり、かつ、第1項に掲げる財産に関する命令について、

- (a) その命令の適否, 又は
- (b) その命令を下す裁判管轄権を調査する必要がある。

第39条 (訴訟又は手続の通知)

- (1) 第19条に基づく命令の下された日に始まり, その命令に取って代り, 又はその命令を解除し, 若しくは失効させる命令の下される日に終了する期間内において,
 - (a) 要援護成年者に対し, 民事上のいかなる訴訟 (action, suit) も提起されず, 又は, 裁判所の内外を問わず, いかなる手続もとられないものとし, かつ,
 - (b) 要援護成年者の財産に影響を及ぼし, 若しくは及ぼすかもしれない民事上のいかなる訴訟も提起されず, 又はいかなる手続もとられないものとする。
- ただし, 財産後見人に対し, 30日の猶予をもって, 書面により, 訴訟を提起し, 又は手続をとる旨を通知した場合は, この限りでない。
- (2) 第1項により必要とされる通知には, 提起されるべき訴訟又はとられるべき手続についての一切の事項が記載されるものとする。
 - (3) 財産後見人は, 特定の場合には, 訴訟が提起され, 又は手続がとられる前であれ後であれ, 第1項により必要とされる通知権を放棄することができる。

第4章

遺言による指定及び審査

第40条 (遺言による指定)

- (1) 命令書に氏名を記載された身上後見人又は財産後見人は, その者の死亡に際し, その者の地位に立ち, 要援護成年者の身上後見人又は財産後見人として職務を遂行する者を, 遺言によって指定することができる。
- (2) 遺言による被指定者は, 第1項にしたがって遺言による指定を行った身

上後見人又は財産後見人が死亡すると、死亡した指定者を後見人を選任する命令書において、身上後見人又は財産後見人として氏名を記載されていた場合と同様に、身上後見人又は財産後見人となる。

- (3) 第2項によって身上後見人又は財産後見人となった人は、
 - (a) すみやかに公的受託者に通知し、かつ、
 - (b) 遺言者の死亡後6ヵ月以内に、かかる指定の確認 (confirmation) を裁判所に申し立てるものとする。
- (4) 第3項(b)号によって申立をするを求められる人は、第4条又は第17条に掲げる人に対して、申立の通知書を送付するものとする。
- (5) 第4条第2項及び第17条第2項は、必要な修正を加えた上で、第4項による送付に適用される。
- (6) 裁判所は、第1項による指定を確認する際に、第7条又は第20条に掲げる事項の全部若しくは一部が、確認を受ける身上後見人又は財産後見人の権限に属すべきかどうかを特定するものとする。
- (7) 第3項によって裁判所に確認の申立をするを求められる人がこれを行わない場合には、公的受託者が確認を申し立てるものとする。

第41条 (審査及び解任)

- (1) 裁判所は、
 - (a) 要援護成年者
 - (b) 身上後見人若しくは財産後見人、又は
 - (c) 裁判所が十分な関心を有するという意見をもつ人が申し立てる場合には、この法律にしたがって、身上後見人若しくは財産後見人の選任、又は遺言による後見人の指定を審査することができる。
- (2) 第1項により申立をする者は、
 - (a) 身上後見命令の審査の場合には、第4条第1項に掲げる人、及び
 - (b) 財産後見命令の審査の場合には、第17条第1項に掲げる人に対して、申立書の写しを送付するものとする。
- (3) 裁判所は、
 - (a) 要援護成年者にとって身上後見人又は財産後見人が必要でなくなったか、又は
 - (b) 身上後見人又は財産後見人が、

- (i) 身上後見人又は財産後見人としての職務の遂行を継続できないか、若しくはその意思を喪失しており、
- (ii) 身上後見人又は財産後見人としての職務の遂行若しくはその継続を拒否し、
- (iii) 身上後見人又は財産後見人としての職務の遂行を怠るか、若しくは後見命令にしたがって職務を遂行することを怠り、
- (iv) 職務の遂行上、適切さに欠けるか、若しくは現に要援護成年者の福利又は財産を危うくしているか、若しくは危うくするおそれがあり、又は
- (v) 身上後見人又は財産後見人として職務を遂行するのにふさわしい人でなくなった

と認める場合において、身上後見人又は財産後見人の解任命令、又は当該状況において相当と考えるその他の命令を下すことができる。

- (4) 裁判所は、財産後見人に対して、財産後見人計算書を提出し、承認を受けようとする命令を下すことができる。
- (5) 裁判所は、第3項に基づき身上後見人又は財産後見人の解任命令を下す前に、
 - (a) 要援護成年者のケア若しくは要援護成年者の財産のためにすでに適切な取決めがなされているかどうか、又は
 - (b) 将来別の身上後見命令若しくは財産後見命令の申立がなされるかどうかを考慮するものとする。
- (6) 裁判所は、
 - (a) 要援護成年者にとってまだ財産後見人が必要であり、かつ、
 - (b) 将来別の財産後見命令の申立がなされることはないであろうという意見を有する場合には、⁽³³⁾ 公的受託者を要援護成年者の財産後見人に選任することができる。

(33) 公的受託者は、本条によるほか、次の場合には、その同意を得て要援護成年者の財産後見人に選任される。すなわち、成年者援護法に基づき財産後見人の選任命令が申し立てられたが、裁判所によれば、その申立人を財産後見人に選任することが要援護成年者の最良の利益にかなわないと認められる場合である (Public

第 5 章

一般規定

第42条 (上訴)

裁判所の命令により害を被り、又は影響を受ける人は、上訴裁判所 (Court of Appeal) に対し、上訴裁判所規則において、

- (a) 定められた期間内に、かつ、
- (b) 定められた実務と手続にしたがって、

その命令に対する上訴をすることができる。

第43条 (免責)

ある人が、

- (a) この法律により付与された権限を行使若しくは行使しようとするに当って、又は
- (b) (a)号による現在若しくは近い将来の行使を信頼して、

誠実に行為した場合において、その人に対し、かかる行為を理由として損害賠償を求める訴訟を提起し、又はその他の手続をとることはできない。

第44条 (事前の決定と強制執行令状の通知)

この法律により身上後見人又は財産後見人が選任された場合、身上後見人又は財産後見人選任命令の下された日に始まり、その命令に取って代り、又はその命令を解除し、若しくは失効させる命令の下される日に終了する期間内に、

- (a) その選任の日前に要援護成年者に対して提起された訴訟又はとられた手続において、要援護成年者を相手方とするいかなる裁決も登録され

Trustee Act, s. 29(3), amended by The Dependent Adults Consequential Amendment Act, s. 10(5)。なお、無能力証明書の発行を受けた者について (後出精神障害者法第38.2, 38.3, 38.5条参照)、財産後見人の選任命令の申立がない場合において、管理を要する財産の価値が1,000ドル未満であれば任意的に、1,000ドル以上であれば必要的に、公的受託者が財産後見人としての職務を行うものとされる (Public Trustee Act, s. 29(2), amended by The Public Trustee Amendment Act 1985, S. S. 1984-85-86, c. 34, s. 5)。

(be entered) ないものとし、かつ、

- (b) その選任の日前に要援護成年者に対して給付を命じた判決に基づき、いかなる強制執行令状も発給されないものとする。

ただし、財産後見人に対し、又は財産後見人が選任されていないときには身上後見人に対し、30日の猶予をもって、書面により、裁決を登録する旨、及び強制執行令状を発給する旨を通知する場合は、この限りでない。

第45条 (公的受託者への命令書の写しの送致)

裁判所の地区登録官は、次の各号に掲げる命令書の認証謄本を、費用を徴収せずに、公的受託者に送致するものとする。

- (a) 身上後見人選任命令
- (b) 財産後見人選任命令
- (c) 第41条により、既存の命令に取って代り、又は既存の命令を解除し、若しくは失効させる命令、及び
- (d) 第7条第5項又は第20条第5項により、既存の命令を変更する命令

第46条 (諸規則)

枢密院における副総督は、

- (a) この法律に基づいて必要とされる書式を定める規則
- (b) 第3条第2項又は第16条第2項によって指定をするための諸条件を定める規則
- (c) その他諸規則において定める必要があり、又は定めることができる事項に関する規則

を制定することができる。

第47条 (国王の拘束)

⁽³⁴⁾ 国王はこの法律に拘束される。

第48条 (金銭の支払い)

裁判所は、

(34) 連合王国、カナダ、その他の領土の主権者にしてコモンウェルスの首長をいう (Interpretation Act, s. 21(1)11)。

- (a) 現に要援護成年者である者、又は要援護成年者であると申し立てられている者の金銭が裁判所に預託されているとみられる場合、
 - (b) (a)号に掲げる者が、
 - (i) サスカチュワン州以外のカナダ国内、又は
 - (ii) 諸規則に定める法域内に居住する場合、及び
 - (c) (a)号に掲げる者が居住する法域を管轄する上級裁判所が下した命令であって、その他の人に対し、(a)号に掲げる金銭を受領する権限を付与する命令が裁判所に提出される場合
- には、(c)号に掲げる命令の中で金銭を受領するように指定された人に対し、その金銭を払い渡す命令を下すことができる。

第49条（費用に関する命令）

裁判所は、この法律による命令、発給、指示、譲渡、移転、あらゆる種類の手続に要する費用、手数料及び支出、並びにそれらの行為及び手続に付随する費用、手数料及び支出が、

- (a) 命令の申立若しくは令状の発給若しくは指示の発命を求め、若しくは何らかの手続をとる当事者によって、
 - (b) 要援護成年者若しくは要援護成年者であると申し立てられている者の財産の中から、又は
 - (c) 一部は(a)号に掲げる当事者によって、一部は(b)号に掲げる財産の中から
- 支払われるべく命じることができる。

第50条（裁判所規則）

- (1) 裁判所は、この法律を施行するための規則、及びこの法律による手続に係る費用を規制するための規則を制定することができる。
- (2) この法律又は第1項の規則と矛盾する場合を除き、女王座裁判所法⁽³⁵⁾（Queen's Bench Act）及び同法に基づいて制定された規則は、この法律に基づく手続に適用がある。
- (3) 女王座裁判所法の諸規定のうち、

(35) R.S.S. 1978, c. Q-1.

- (a) 同法により制定された規則の公布, 及び
 - (b) 同法により制定された規則の施行
- を律する規定は, 本条の授權によって制定される規則に適用がある。

第51条 (検査に関する命令)

この法律の目的のために, 裁判所は, この法律に基づき申立の対象とされる者に対して, 命令により, 裁判所が指示する日時と場所において, 適正な資格を有する1人若しくはそれ以上の実地医家 (medical practitioners) による検査を受けるように求めることができる。⁽³⁶⁾

第6章

経過措置

第52条 (R.S.S. 1978, c. M-14の改正規定)

精神障害者法 (Mentally Disordered Persons Act) を次のように改正する。

- (a) 第2条(a)号及び(b)号⁽³⁷⁾ 削除
- (b) 第2条(d)号から(k)号まで 削除
- (c) 第3条から第38条まで⁽³⁸⁾ 削除
- (d) 第39条から第42条まで 削除

(36) 第5条第4項, 第18条第4項及び第49条参照。

(37) 本条により削除されずに残っている第1条及び第2条(c)号は次のとおりである。

第1条 (短称)

この法律は, 精神障害者法 (Mentally Disordered Persons Act) として引用することができる。

第2条 (解釈規定)

この法律において,

(c) 「裁判所」 (“court”) とは, 女王座裁判所をいい, かつ, 「裁判官」 (“judge”) とは, 女王座裁判所裁判官をいう。

(38) 精神障害者法改正法 (Mentally Disordered Persons Amendment Act, S.S. 1984-85-86, c. 99) により追加された第38.1条から第38.9条までは削除されずに残っている。74 (159) ページ以下に訳出。

第53条 (経過措置)

第52条により、精神障害者法の諸規定が削除されるにもかかわらず、

- (a) 精神障害者法により、精神障害者⁽³⁹⁾ (mentally disordered person) 又は精神衰弱者⁽⁴⁰⁾ (mentally infirm person) の補佐人⁽⁴¹⁾ (committee) を選任する命令が下されていた場合には、その命令は、この法律によつて、第19条にしたがい下された場合と同様に、引き続き効力を有し、
- (b) (a)号に記載された命令により補佐人に選任された者は、
- (i) 財産後見人であるとみなされ、かつ、
- (ii) 精神障害者又は精神衰弱者の財産の管理に関する精神障害者法の諸規定が本条の施行日より前に存在していたことに鑑み、同法の諸規定にしたがい、かつ、同法の諸規定が付与する権能を行使することができ、
- (c) 精神障害者法により、精神障害者の保護監督⁽⁴²⁾ (custody) を委ねる命令が下されていた場合には、その命令は、この法律によつて、第6条にしたがい下された場合と同様に、引き続き効力を有し、
- (d) (c)号に記載された命令を付与された者は、
- (i) 身上後見人であるとみなされ、かつ、
- (ii) 精神障害者又は精神衰弱者の保護監督に関する精神障害者法の諸規定が本条の施行日より前に存在していたことに鑑み、同法の諸規定にしたがい、かつ、同法の諸規定が付与する権能を行使することができ、
- (e) (a)号又は(c)号により、精神障害者又は精神衰弱者のための命令が引き続き効力を有する場合には、その精神障害者又は精神衰弱者は、要援護成年者であるとみなされ、

(39) 白痴 (an idiot) 及び正常な精神をもたない者 (a person of unsound mind) が含まれていた。精神的に障害がある旨が合理的疑いの余地のない程度に立証されると、精神障害宣告 (declaration of mental disorder) が下された (Mentally Disordered Persons Act, ss. 2(f), 5(1))。

(40) 精神障害宣告を受けていない者であつて、疾病、加齢、習慣的飲酒又は薬物使用を理由として、自己の財産を管理することができないと裁判所が認めた者 (Mentally Disordered Persons Act, s. 42(1))。

(41) 補佐人の権能については、Mentally Disordered Persons Act, s. 18(a)~(m)参照。

(42) Mentally Disordered Persons Act, s. 3.

- (f) (a)号から(e)号までの一般原則に制限を加えることなく，
 - (i)(A) (b)号(ii)に掲げる規定は(a)号に記載された命令に含まれるとみなされ，
 - (B) (d)号(ii)に掲げる規定は(c)号に記載された命令に含まれるとみなされ，かつ，
 - (ii) (a)号又は(c)号によって継続する命令は，この法律のすべての規定の対象となり，
かつ，この法律によって下された場合と同様に，審査，変更又はその他の処理を受けることができる。

第7章

施行期日

第54条(施行期日)

この法律又はこの法律の諸規定は，副総督の布告で定める日から施行する。

精神障害者法

無能力証明書及び能力証明書

第38.1条 (第38.2条から第38.9条における定義規定)

第38.2条から第38.9条において、

- (a) 「主任精神科⁽¹⁾医」 (“chief psychiatrist”), 「入院患者⁽²⁾」 (“in-patient”), 「直近の親族⁽³⁾」 (“nearest relative”), サスカチュワン州外に居住する医師であって、第38.4条第2項に掲げる者の検査を行う医師を除く「医師⁽⁴⁾」 (“physician”), 及び「レビュー・パネル⁽⁵⁾」 (“review panel”) という用語は、精神保健サービス法 (Mental Health Services Act) において、それぞれに与えられる意義を有する。
- (b) 「施設⁽⁶⁾」 (“facility”) とは、精神保健サービス法において定義される精神保健センター (mental health centre), 精神科病棟⁽⁷⁾ (psychiatric

-
- (1) 大臣により、各精神保健センター、精神科病棟及び精神保健クリニックのために指定を受けた精神科医であって、その施設内の臨床サービス (clinical service) について責任を負う者をいう (Mental Health Services Act, S.S. 1984-85-86, c. M-13.1 (以下 MHSА と略称), ss. 2 (d), 9)。
- (2) 入院施設内に一泊以上在留するために、ベッドを割り当てられる患者をいう (MHSА, s. 2 (i))。
- (3) 精神能力を有し、かつ、連絡可能な次の者が、以下に掲げる順序にしたがひ直近の親族とされる。
- (i) 配偶者
 - (ii) 成年の息子又は娘
 - (iii) 親又は後見人
 - (iv) 成年の兄弟姉妹
 - (v) その他成年の近親者 (MHSА, s. 2 (q))
- (4) 適正な資格を有する実地医家をいう (MHSА, s. 2 (v))。
- (5) 大臣により、精神保健地区について設置される審査会である。各レビュー・パネルは3人の審査員をもって組織され、1人は医師、他の1人はソリシクでなければならぬとされる (MHSА, ss. 2 (cc), 32)。
- (6) 入院患者及び外来患者に対し精神保健サービスを提供する場所であって、大臣により精神保健センターとしての指定を受けた場所をいう (MHSА, s. 2 (n))。

ward), 又は精神保健クリニック⁽⁸⁾ (mental health clinic) をいう。

- (c) 「公的受託者」 (“public trustee”) とは、サスカチュワン州公的受託者 (the Public Trustee for Saskatchewan) をいう。

第38.2条 (入院患者についての証明書)

- (1) 入院患者について、その患者が入院している施設の主任精神科医は、自己の財産を管理する能力があるか否かを決定するために、医師による検査を受けさせることができる。この場合に、主任精神科医は、その患者にかかる能力がないと認められるときには、
- (a) その患者について無能力証明書 (a certificate of incompetence) を発行し、
- (b) その無能力証明書を公的受託者に送付し、かつ、
- (c) (a)号の患者及びその直近の親族に対し、無能力証明書の発行を通知するものとする。
- (2) 主任精神科医は、第1項により無能力証明書を発行しようとする際に、その入院患者の財産がすみやかに公的受託者の管理下に置かれなければならないという意見を有する場合には、公的受託者に対し、すみやかに、自己の意見、及び近い将来における無能力証明書の発行と送付について知らせるものとする。
- (3) 無能力証明書が発行され、その対象とされた入院患者が施設を退院することになり、特定の期間内にその施設に復帰する必要がない場合において、主任精神科医は、その患者について、その時点で自己の財産を管理する能力があるかどうかを決定するために、医師による検査を受けさせるものとする。この場合に、
- (a) その患者にかかる能力がないと認められるときには、主任精神科医は、その患者、その直近の親族、及び公的受託者に対し、その検査結果を通

(7) 病院基準法 (Hospital Standards Act, R.S.S. 1978, c. H-10) により認可された病院内の病棟であって、大臣により精神科病棟としての指定を受けた病棟をいう (MHSA, s. 2 (x))。

(8) 入院患者ではなく外来患者に対し精神保健サービスを提供する場所であって、大臣により精神保健クリニックとしての指定を受けた病院をいう (MHSA, s. 2 (o))。

知し、又は

- (b) その患者にかかる能力があると認められるときには、主任精神科医は、その患者について能力証明書 (a certificate of competence) を発行し、その能力証明書を公的受託者に送付し、その患者及びその直近の親族に対し、能力証明書が発行された旨を通知するものとする。

第38.3条 (入院患者以外の者についての証明書)

主任精神科医は、当を得たものと考える場合には、ある者について、自己の財産を管理する能力があるかどうかを決定するために、主任精神科医の指名する医師による検査を受けるように手配することができる。この場合に、その者にかかる能力がないと認められるときには、主任精神科医は、

- (a) その者について無能力証明書を発行し、
- (b) その無能力証明書を公的受託者に送付し、かつ、
- (c) (a)号に該当する者及びその直近の親族に対し、無能力証明書が発行された旨を通知する

ものとする。

第38.4条 (再検査の要請)

- (1) 第38.2条又は第38.3条により無能力証明書が発行され、その対象とされた者は、

- (a) その者の要請により、
- (b) その者の直近の親族の要請により、又は
- (c) 主任精神科医が当を得たものと考える場合には、

その者がその時点で自己の財産を管理する能力があるかどうかを決定するための検査を受けることができる。この場合に、主任精神科医は、その検査及び決定をする医師を選任するものとする。

- (2) 第1項により検査を受ける者がサスカチュワン州外に居住する場合には、その者は居住する州又は国 (province or state) において検査を受けることができる。
- (3) 第2項に掲げる者について検査を行うように指名された医師がサスカチュワン州外に居住する場合には、その医師は、検査が行われる州又は国において高い地位にある登録医でなければならない、サスカチュワン州医師会

(The College of Physicians and Surgeons of the Province of Saskatchewan) に登録されている必要はない。

- (4) 本条による検査に際し、
- (a) 検査を受けた者に自己の財産を管理する能力がないと認められる場合には、検査を行った医師は、その者を選任した主任精神科医にその検査結果を通知し、主任精神科医は、検査を受けた者、その者の直近の親族及び公的受託者に対し、その検査結果を通知するものとし、又は、
 - (b) 検査を受けた者に自己の財産を管理する能力があると認められる場合には、検査を行った医師は、その者を選任した主任精神科医にその検査結果を通知し、主任精神科医は、検査を受けた者について能力証明書を発行し、その能力証明書を公的受託者に送付し、かつ、検査を受けた者及びその直近の親族に対し、能力証明書が発行された旨を通知するものとする。
- (5) 主任精神科医は、検査を受ける者各1人につき、第1項又は第2項による検査の回数を12ヵ月の期間内に1回に限ることができる。

第38.5条 (経過措置)

- (1) 本条の施行の前日に有効な無能力証明書であり、かつ、患者は自己の諸事を管理する能力がないという認定に基づいて発行されたものは、すべて、その患者が自己の財産を管理する能力がないために発行された無能力証明書であるとみなされる。
- (2) 精神保健法⁽⁹⁾ (Mental Health Act) により発行された無能力証明書であり、かつ、本条の施行の前日に有効なものは、すべて、この法律により発行される無能力証明書であるとみなされる。

第38.6条 (レビュー・パネルに関する通知)

主任精神科医は、無能力証明書を発行する場合において、すみやかに、無能力証明書の対象者及びその直近の親族に対し、

- (a) 施設が所在する地区のために指定されるレビュー・パネルの存在と職務
- (b) (a)号のレビュー・パネルの会長の氏名と住所、及び

(9) R.S.S. 1978, c. M-13.

(c) 第38.7条に定めるレビュー・パネルへ審査の申立をする権利について通知するものとする。

第38.7条 (レビュー・パネルへの審査申立)

- (1) 無能力証明書が発行され、その対象とされた者は、第4項の制約内において、レビュー・パネルの会長に対し、無能力証明書は発行されるべきでなかった旨、又はその証明書は取り消されるべきである旨を主張して、無能力証明書を発行する決定に対し、書面により、審査の申立をすることができる。かかる審査の申立は、対象者の直近の親族がその対象者に代ってすることができる。
- (2) 本条において、「申立人」(“appellant”)とは、第1項により、無能力証明書の対象者であって審査の申立をする者、又はその対象者に代って審査の申立をする者をいう。
- (3) レビュー・パネルは、第1項による審査の申立を受理すると、公的受託者、申立人が入院している施設の主任精神科医、又は検査を手配した主任精神科医、及びレビュー・パネルが指示するその他の者に対して、通知をするものとする。
- (4)(a) この法律による無能力証明書の発行について、又は
 - (b) 第38.2条第3項又は第38.4条による検査に基づいて無能力証明書が発行される場合には、検査を行った医師が(1回の検査毎に)表明した意見について、
1回に限り、レビュー・パネルに審査の申立をすることができる。
- (5) レビュー・パネルの会長が本条による審査の申立を受理すると、レビュー・パネルは、
 - (a) 審査の申立の当否に関し、遅滞なく議決するために必要と考えるあらゆる調査を、すみやかに行うものとし、かつ、
 - (b) 申立人、及び審査の申立により影響を受けるとレビュー・パネルが考えるその他の者を呼び出し、審査の申立に係る証言、又は証拠の提出を求めることができる。⁽¹⁰⁾
- (6) 精神保健サービス法第32条第8項は、必要な変更を加えた上で、本条により職務を行うレビュー・パネルに適用される。
- (7) 申立人は、その出席が、レビュー・パネルの意見によれば申立人の健康

にとって有害とな (detrimental) る場合を除き、口頭の証拠がレビュー・パネルに提出されるときには、自ら出席する権利を有する。この場合において、申立人は、誰であれ他の者 (any other person) によって代理される権利を有する。

- (8) 申立人又はその代理人は、交互質問を行う権利 (right of cross-examination) を有する。
- (9) レビュー・パネルは、無能力証明書を取り消すか、又は引き続き効力を有するものとするかの議決をするものとする。
- (10) レビュー・パネルの会長は、レビュー・パネルの議決に関し報告書を作成し、かつ、その報告書を、審査の申立を受理した日から14日以内、又は、行政評議会の構成員であって、現にこの法律の執行を委ねられている者が定める場合には、14日を超える期間内において、次の者に送付するものとする。
 - (a) 申立人
 - (b) 審査の申立をした者が直近の親族である場合には、直近の親族
 - (c) 申立人が入院している施設の主任精神科医、又は検査を手配した主任精神科医、及び
 - (d) 公的受託者
- (11) レビュー・パネルが申立人の審査の申立を認めない場合には、レビュー・パネルの会長は、第10項により申立人に送付する報告書に、第38.9条に定める裁判所へ申し立てる権利についての通知を含めるものとする。
- (12) 仲裁法 (Arbitration Act) は、本条による調査に適用されない。

第38.8条 (審査申立及び調査に関する諸規則)

枢密院における副総督は、

- (a) レビュー・パネルに対し、この法律による職務を行うために当を得たものと考えられる付随的権能を付与する規則、及び
 - (b) レビュー・パネルにおける実務と手続を定める規則
- を制定することができる。

(10) 第32条 (レビュー・パネル、選任、義務その他)

(8) レビュー・パネルの職務は、この法律又は規則によりなされた審査の申立を調査することである。かかる調査の目的のためにレビュー・パネルの審査員は、公的調査法 (Public Inquiries Act) によるコミッショナーが有

するすべての権能を有する。

第38.9条 (女王座裁判所への申立)

- (1) 第38.7条によりレビュー・パネルに審査の申立をし、かつ、その議決により害を被る者は、その議決の日から30日以内において、裁判所に対し、無能力証明書の取消命令を申し立てることができる。
- (2) 本条による申立は、申立通知書をもって行うものとし、かつ、その申立通知書は、次の者に送付するものとする。
 - (a) 公的受託者
 - (b) 申立の対象者が入院している施設の主任精神科医、又は検査を手配した主任精神科医、及び
 - (c) その他裁判所が指示する者
- (3) 判事私室における申立に関する裁判所の実務規定及び手続は、必要な変更を加えた上で、本条による申立に適用される。
- (4) 本条による申立は、申立をする者の申立の趣旨を裏付ける諸事実を十分に開陳したその者の宣誓供述書を添付してするものとする。
- (5) 裁判所は、申立をした者が挙げた証拠に加え、必要と考えるその他の証拠を提出するように指示することができる。
- (6) 裁判所は、本条による訴えに要する費用について相当と考える命令を下すことができる。
- (7) 本条による裁判所の決定は終局の (final) ものである。

本稿は、長寿科学総合研究事業「老人の財産に関する法律行為の研究」(代表者 石川稔上智大学教授)の一部として平成3年厚生科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果である。